

No.	施設の種別	質問	回答
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	①併設SSを特養へ転換(一切の内部改修・追加整備無しで)する場合、以下の書類は提出不要でよろしいでしょうか。 「工事工程表」「施設整備申請額内訳」「(補足資料)補助対象経費内訳書」「見積書」「特別養護老人ホーム等施設整備促進事業費補助金に係る確定通知書の写し」 ②増床を行うことを議決した理事(評議)会議事録を提出する際、その写しには原本証明印は必要でしょうか。 ③「改修増床公募申請書」「改修増床に係る計画書」の代表者部にある押印箇所には法人印のみでよろしいでしょうか。 ④建物外/内部の現状写真(カラー)(写真撮影位置を平面図等に示す)は、館内全てでしょうか。それとも転換希望箇所のみでしょうか。	①・「工事工程表」につきましては、改修工事等を一切伴わない場合は添付不要ですが、様式2:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)改修増床に係る計画書の「4 改修増床に関するスケジュールを記入してください。」欄において、スケジュールの詳細が分かるようにしてください。 ・「施設整備申請額内訳」「(補足資料)補助対象経費内訳書」「見積書」につきましては、今回の公募に関して補助金活用の意向がなければ添付不要です。 ・「特別養護老人ホーム等施設整備促進事業費補助金に係る確定通知書の写し」につきましては、当該施設を創設した時点で補助金を活用している場合については添付が必要です(確定通知書の発元が本市でなくても必要です。) ②原本証明につきましては、法人定款等で定める議事録記録者が作成したことが分かる場合は不要ですが、記載がない場合は、書類余白部に「この議事録は原本の内容と相違ない」などの記載をお願いします(法人印の押印は不要です)。 ③「改修増床公募申請書」「改修増床に係る計画書」の代表者部にある押印箇所につきましては、提出者が法人の代表者になることから、原則、法人代表者印(社会福祉法人理事長之印)の押印をお願いします。法人印(社会福祉法人之印)を押印する場合は、法人印の脇に法人代表者の個人印(認印でも可)の押印が必要となります。 ④現状写真につきましては、転換希望箇所のみで構いません。ただし、特別養護老人ホーム部分や共用部分との境界部分(特に増床転換予定地の出入口等、動線部分)の写真の添付をお願いします。